



谷口 和弥 議員
(拓政会)

問

介護保険の関連法の一部改正により、介護保険サービスを利用する際の自己負担割合が見直され、本年8月から2割負担の人のうち一部の人が3割負担となった。町では「幕別町第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、「高齢者が安心して介護サービスを利用できる環境の確立が強く求められている」とうたわれている。ついては、以下の点について伺う。

- (1) 介護保険サービス利用者のうち、2割負担の利用者、また新たに3割負担となった利用者の人数とサービスの利用状況は。
- (2) 3割負担となることによる負担増を理由に本来必要なサービスの利用中止や利用回数の調整が行われることが危惧される。そのようなケースを把握できるシステムは。
- (3) 制度改正のたびに利用者負担の増やサービスの利用制限が強められることに対する幕別町の見解は。

問 経済的な事情を憂慮せずに介護保険サービスを享受できる町に
答 利用者の状態像に応じ必要なサービスが提供される制度であることが重要

町長 (1) 本年6月の2割負担の利用者利用分では、

居室サービス46人、地域密着型サービス14人、施設サービス9人の合計69人となっている。3割負担の利用者は、本年8月利用分から適用され、その給付実績の確定が10月になることから、現時点では把握できない。

新たに3割負担となる該当者数は24人で、そのうち6月の2割負担時のサービス利用人数は、居室サービス14人、地域密着型サービス1人、老健施設入所者1人の合計16人となっている。

(2) 3割負担の利用者に係る介護サービスの利用回数は、毎月の利用実績を比較することにより、増減の確認は可能だが、利用負担の増に伴う利用中止や調整の実態把握は、利用者本人または担当ケアマネージャーに対する確認が必要となる。今後、利用回数が大きく減少した場合には、状況の把握に努めたい。

(3) これまでも介護保険制度を安定的に運営するため、国費負担割合

を引き上げるよう北海道町村会を通じて要望を行っている。今後利用者負担が過重となりサービスの利用制限を行うこととならないよう要望していきたい。

問 利用者の生活実態に合った訪問介護サービスの継続を

答 地域ケア会議を活用し、適切にケアプランの検証を行う

問

本年10月から、訪問介護「生活援助中心型サービス」(調理や掃除、洗濯など家事の面で高齢者を支えるサービス)の利用回数が規定され、規定回数以上の利用をする場合、担当ケアマネージャーは、ケアプランを利用者に交付した翌月の末日までに、市町村に届出することが義務付けられた。ついては、以下の点について伺う。

(1) 規定の「生活援助」回数を超えると見込まれる要介護度ごとのケアプラン数は。

(2) 規定回数を超えて届出を受けたケアプランの検証方法は。



「明るい長寿社会の実現」は「第6期幕別町総合計画」の基本計画の柱

町長 (1) 本年6月の利用状況では、要介護1～5の利用者が98人で、このうち、国の上限回数を超える利用者は、要介護2の方が2人となっている。本年10月1日以降のケアプランの内容に変更がない場合は、同様の数になるものを見込んでいる。

(2) 国では、利用回数を超えたことにより、一律に利用制限を行うものではないとしている。今後、国において、ケアプラン検証のマニュアルが作成され、周知される。これを参考に、地域ケア会議を活用し、町および町地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、ケアマネージャー等の多職種協働により、適切に検証を行う。